

**介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県
介護保険審査会の裁決の概要について**

1．審査請求人 長崎市在住の男性（60歳代、第1号被保険者）

2．処 分 庁 長崎市

3．審査請求書受理日 平成30年7月20日

4．審査請求の趣旨

審査請求人は、介護保険料額が値上げされたことを不服として、原処分の取り消しを求めらるものである。

5．処分庁の弁明の趣旨

審査請求人に対する介護保険料の賦課決定は、介護保険法に則り適正に行われたものであり、本件審査請求を棄却するよう求める。

5．裁決の日付 平成30年10月31日

6．裁決の内容（要旨）

【主 文】

本件審査請求を棄却する。

【裁決の理由】

本件において、処分庁の審査請求人に対する介護保険料額決定処分は、介護保険法に則り適正に行われており、違法、不当な点はない。